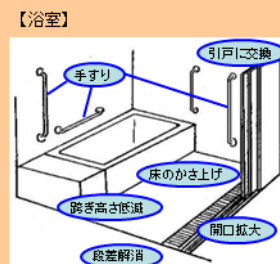


大村市の住宅リフォーム支援事業

住宅リフォームをお考えの方へ

大村市では、いろいろな住宅のリフォーム支援事業を実施しています。
あなたの目的に応じた支援事業をご利用ください。



【廊下・階段】



※図はあくまでイメージです。

- 注 1) 補助対象工事となる部分は、各支援事業によって異なります。
- 注 2) 各支援事業の補助対象工事となる部分については、重複して申請することはできません。
- 注 3) すでにリフォーム工事に着手した工事は、申請することはできません。
- 注 4) 各支援事業の実施は、補助金がなくなり次第終了することがあります。

- 住宅性能向上リフォーム支援事業
- 在宅老人等生活環境改善事業
- 介護保険給付事業
- 日常生活用具給付事業
- ◆対象物件・対象者ごとの相談窓口一覧

- P. 2
- P. 3
- P. 4
- P. 5
- P. 6

※詳細は次ページ以降を参照してください。

■住宅性能向上リフォーム支援事業

市民が住みやすく住宅内での事故を低減するためのバリアフリー・安全型のリフォーム工事で、一定の性能確保ができる良好な住環境の整備を目的とした住宅の性能向上リフォームについて、経費の一部を助成します。

補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・市内に住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している又は居住することが確実な方
- ・市税を滞納していない方

※同一住宅につき1回限りの助成となります。

補助対象工事

バリアフリー・安全型リフォーム工事で、一定の性能基準を満足する工事

※市内に住所を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人が施工する補助の対象となる工事に限ります。

※国・地方公共団体等の他の補助金と重複（工事部分）して補助を受けることは出来ません。

補助金額

補助対象経費に対する補助額は、10万円とする。（補助対象経費の合計が50万円以上のものに限ります。）

補助金交付申請

大村市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付申請書に次の書類を添えて、建築課に申請してください。

- (1)補助対象工事費確認シート
- (2)改修工事を行う部分の現況の写真
- (3)住宅の所有者が確認できる書類（固定資産税納税通知書の写し、建物登記事項証明書等）
- (4)納税証明書（市税に滞納がないことを証明したもの。ただし、納税状況を市が確認することに同意した場合は不要。）
- (5)その他市長が必要と認める書類

問合せ

建築課 電話 53-4111 内線 484

■在宅老人等生活環境改善事業

介護保険制度において、要介護者、要支援者になることを予防するため、在宅の自立支援者で住宅改修が必要とされる方に対して、住宅改修の工事に要した費用の一部を助成します。

補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・本市に住所を有する65歳以上の方
- ・介護保険制度における認定審査で、要介護者及び要支援者のいずれにも該当しない自立支援者である方
- ・地域包括支援センターが作成した介護予防支援計画に住宅改修が必要と記載された方
- ・市税を滞納していない方

※補助対象者は、原則として1回に限り、補助金を受け取ることができます。

補助対象工事

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・床又は通路面の材料の変更
- ・工事に伴い必要となる工事に要する経費で、市長が必要と認めたもの

補助金額

- ・工事に要した費用（消費税込み）の9/10から7/10を補助（上限9万円から7万円）

補助金交付申請

大村市在宅老人等生活環境改善事業補助金交付申請書に次の書類を添えて、長寿介護課に申請してください。

- (1) 工事の見積書及び関係図面
- (2) 着工前の写真
- (3) 介護予防サービス支援計画書
- (4) 家主の承諾書（借家の場合に限る。）

問合せ

長寿介護課 電話 20-7301

■介護保険給付事業

介護保険法に基づき、自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者、要支援者に認定された方に対して、住宅改修の工事に要した費用の一部を助成します。

補助対象者

- ・介護保険制度における要介護者、要支援者に認定された65歳以上の方（第1号被保険者）及び40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

補助対象工事

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・床又は通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取り替え
- ・洋式便器等への便器の取り替え
- ・その他前記住宅改修に付帯して必要となる工事

補助金額

- ・工事に要した費用（消費税込み）の9/10から7/10を補助（上限18万円から14万円）

補助金交付申請

住宅改修費支給申請書に次の書類を添えて、長寿介護課に申請してください。

- (1)住宅改修が必要な理由書
- (2)見積書
- (3)工事前写真
- (4)平面図

問合せ

長寿介護課 電話 20-7301

■日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者（児）に対して、日常生活を容易にするための用具の設置にかかる住宅改修の工事に要した費用の一部を助成します。

補助対象者

次のいずれかに該当する方

- ・市内に住所を有し、下肢、体幹機能障害、または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する方で、障害等級3級以上の方（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の方）原則学齢児以上の方
- ・難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある方

補助対象工事

障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・その他上記の住宅改修に伴い必要な工事

補助金額

- ・工事に要した費用（消費税込み）の9/10を補助（上限18万円）
※所得に応じた月額負担上限額が設定されます。

補助金交付申請

日常生活用具給付（貸与）申請書に次の書類を添えて、障がい福祉課に申請してください。

- (1)同意書
- (2)業者の改修工事見積書、工事図面（改修工事着工前の写真）※請求時に工事完了写真を提出。
- (3)身体障害者手帳
- (4)難病患者の方は、特定疾患受給者証の写し及び医師診断書（様式第6号）
- (5)市町村民税課税証明書（1月1日市外在住者のみ）

問合せ

障がい福祉課 電話 20-7306

◆対象物件・対象者ごとの相談窓口一覧

対象物件	対 象 者		事 業 名	主な対象工事及び補助金額	相談窓口
住宅	自立支援者 ※介護予防支援計画に住宅改修が必要と記載されている方		在宅老人等生活環境改善事業 (P3)	手すりの取付け又は段差の解消等にかかる 工事費の9/10~7/10 (上限9万円~7万円)	長寿介護課 20-7301
	要介護者・要支援者 ※第1号被保険者及び第2号被保険者の方		介護保険給付事業 (P4)	同上 9/10~7/10 (上限18万円~14万円)	
	障害者(児) ※平衡機能、下肢、体幹機能に障害がある方 ※難病で下肢が不自由な方		日常生活用具給付事業 (P5)	同上 9/10(上限18万円)	障がい福祉課 20-7306
	その他の方	補助対象経費の合計が50万円以上であること ※市内業者が施工する工事に限る	住宅性能向上リフォーム支援事業 (P2)	バリアフリー・安全型リフォーム工事 補助対象経費に対する補助額は、10万円	建築課 53-4111 内線 484